

# ○西紋別地区環境衛生施設組合職員等定数条例

〔昭和50年4月1日〕  
〔条例第4号〕

改正 平成19年 3月28日 条例第2号

令和 2年 3月24日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、西紋別地区環境衛生施設組合職員等の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 組合職員の定数は、8名とする。

(議会の職員)

第3条 議会の職員の定数は、2名とする。

(監査委員の補助職員)

第4条 監査委員を補助する職員の定数は、1名とする。

(公平委員会の職員)

第5条 公平委員会の職員の定数は、1名とする。

(定数外の職員)

第6条 次の各号に掲げる職員は、前4条の定数には含まれないものとする。

- (1) 兼務職員
- (2) 会計年度任用職員
- (3) 休職職員

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。